

第4章 目標達成のための施策

4-1 施策の体系図

環境像	目標	方針	施策
未来をともにつなぐ 新しい豊かな暮らしを創るまち かどま 	目標1 脱炭素社会の構築 デコ活を推進し、新しい豊かな暮らしをともに創る	デコ活(脱炭素につながる新しい豊かな暮らし)の推進 再生可能エネルギーの普及拡大 総合的な地球温暖化対策の推進	暮らしにおける省エネルギー対策/事業活動における省エネルギー対策/地域における省エネルギー対策 公共施設等への率先的な再生可能エネルギー導入/市内への再生可能エネルギー導入・活用推進 吸収源対策/ごみの減量化・資源化の促進/基盤的施策の推進
	目標2 気候変動に強いまちづくり 気候変動の影響に備え、安心して暮らせるまちを創る	自然災害への対策の推進 暑熱への対策の推進	防災に係る情報発信/自然災害発生時の対応指針、計画の策定/自然災害に強いインフラの整備/自然災害に備えた連携体制の構築 熱中症予防に係る対策/ヒートアイランド現象への対策
	目標3 循環型社会の形成 ものを大切に、ごみ減量と資源化を推進するまちを創る	市民の4R行動の促進 事業活動における循環経済(サーキュラーエコノミー)の促進 市内の状況に応じた一般廃棄物処理体制の見直し	ごみの減量化の推進/プラスチックの分別回収とリサイクルの推進/食品ロスの削減 廃棄物の適正処理指導/食品廃棄物の発生抑制/ごみを出さないビジネススタイルへの移行促進 処理体制の見直し、検討/一般廃棄物処理施設の適切な運用
	目標4 生活環境の保全 良好な空気・水と緑を確保し、自然と共生した美しいまちを創る	環境監視と環境汚染の防止 自然環境と生物多様性の保全 快適で美しいまちづくりの推進	大気・水質等の環境監視と情報提供の実施/事業活動への指導の実施 水と緑の保全・創出/生物多様性の保全と普及啓発の推進 路上喫煙対策の推進/環境美化活動の推進
	目標5 環境学習の推進 みんなが環境問題に関心を持ち、良好な環境づくりに取り組む	環境に関する情報の発信 環境保全を担う人材の育成	環境に関する情報の整備・提供/多様な媒体を活用した環境情報の発信 環境教育・環境学習の場づくり/環境意識向上に係る普及啓発の推進

4-2 施策の推進

目標1 脱炭素社会の構築 ～デコ活を推進し、新しい豊かな暮らしをともに創る～

現在、私たちが享受している生活は、様々な技術の進歩や人々の努力により生み出されてきました。一方で、人類の活動に起因した温室効果ガス排出量の増加は自然災害や生態系の破壊を引き起こし、地球規模の環境負荷低減が必要となっています。

また、令和5(2023)年2月に閣議決定された「GX 実現に向けた基本方針」に基づき、地域と共生した再エネの最大限の導入促進、安全確保を大前提とした原子力の活用に向け、所要の関連法を改正しました。

さらに、国は気候変動問題への対応に加え、ロシア連邦によるウクライナ侵略を受け、国民生活及び経済活動の基盤となるエネルギー安定供給を確保するとともに、経済成長を同時に実現するため、エネルギー安定供給の確保に向け、徹底した省エネに加え、再エネや原子力などのエネルギー自給率の向上に資する脱炭素電源への転換などの取り組みを進めるとしています。

本市では、「ゼロカーボンシティ宣言」や「デコ活宣言」に基づき、脱炭素化に向けた事業活動やライフスタイルの普及を推進します。

なお、施策の詳細については、別冊の「門真市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」に記載します。

施策の方針

1 デコ活(脱炭素につながる新しい豊かな暮らし)の推進

脱炭素に向けて、まずは温室効果ガスを減らす、すなわちエネルギーの消費量を減らす省エネルギー対策を徹底し、市民・消費者の行動変容、ライフスタイル変革を後押しします。

2 再生可能エネルギーの普及拡大

省エネルギー対策をしてもなお必要となるエネルギーについては、再生可能エネルギーにより賄います。

3 総合的な地球温暖化対策の推進

脱炭素を着実に、可能な限り早期に達成するため、吸収源対策等、脱炭素に資するあらゆる手段の施策を検討します。

施策

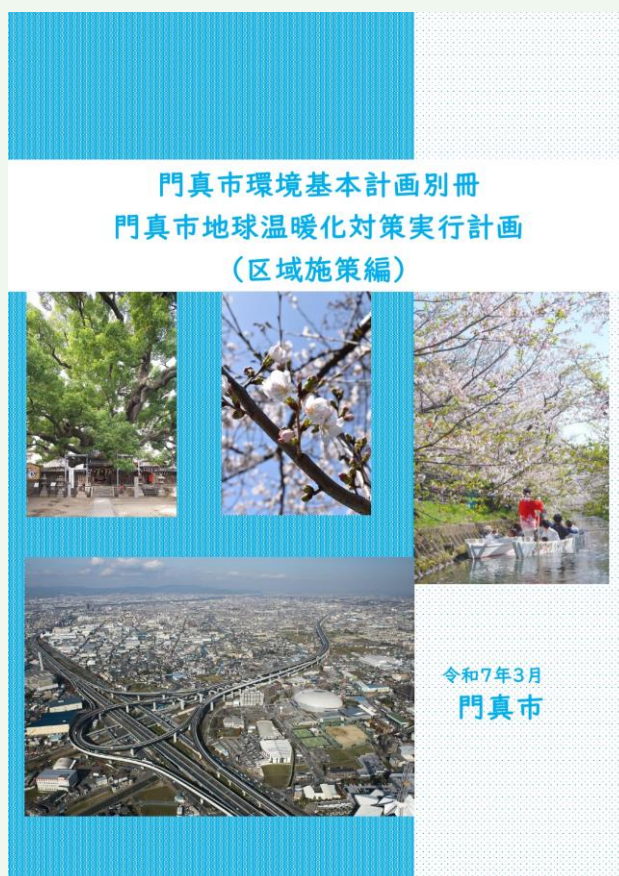
Ⅰ デコ活（脱炭素につながる新しい豊かな暮らし）の推進	
施策Ⅰ-Ⅰ	暮らしにおける省エネルギー対策
主な内容	・省エネルギー性能に優れた新築住宅、リフォームの普及を進めるとともに、エネルギー使用量を把握し、適切な省エネ手法について情報提供や支援を行うことにより、エネルギー消費の少ないライフスタイルへの転換を促進します。
施策Ⅰ-Ⅱ	事業活動における省エネルギー対策
主な内容	・事業者に対して、情報提供、普及啓発を行うことにより、省エネ性能に優れた建築物の普及を進めるとともに、エネルギー使用量の把握や省エネルギー性能の高い設備、機器の自主的かつ計画的な導入を促進します。 また、ICT やロボット技術等の導入による事業活動等の省力化、効率化の取り組みについて、普及啓発、支援を行います。
施策Ⅰ-Ⅲ	地域における省エネルギー対策
主な内容	・交通利便性の向上に努めるとともに、公共交通機関の利用促進を行い、自家用車利用からの転換を図ります。 また、自動車交通における環境負荷の低減のほか、蓄電、給電機能の活用等社会的価値にも着目し、電動車への転換を促進します。
2 再生可能エネルギーの普及拡大	
施策2-Ⅰ	公共施設等への率先的な再生可能エネルギー導入
主な内容	・再生可能エネルギーの普及拡大を図るため、市が率先して公共施設等へ再生可能エネルギーの導入を行うとともに、災害時のレジリエンス強化やエネルギーの地産地消を推進します。
施策2-Ⅱ	市内への再生可能エネルギー導入・活用推進
主な内容	・住宅や事業所、街区における再生可能エネルギー由来電力、熱を自家消費するための設備の導入を促進するため、普及啓発、導入支援に努めます。 また、再生可能エネルギー設備の導入が難しい市民・事業者向けに、再生可能エネルギー由来電力について普及啓発を行うとともに電力切り替えに係る支援策を検討します。
3 総合的な地球温暖化対策の推進	
施策3-Ⅰ	吸収源対策
主な内容	・「門真市みどりの基本計画」に基づき、公共施設やまちなかの緑化を推進するとともに、適切な維持管理を行います。 また、建築物への木材利用を推進することで二酸化炭素の貯蔵や森林整備の促進に寄与します。

施策3-2	ごみの減量化・資源化の促進
主な内容	・廃棄物の排出抑制や減量化を図り、廃棄物の焼却に伴う CO ₂ の排出を抑制するとともに未利用の焼却余熱の有効利用を促進します。
施策3-3	基盤的施策の推進
主な内容	・環境学習の推進については、学校や地域、家庭、職場等の様々な場所で、デコ活など身近にできる取り組みや再生可能エネルギー、森林資源の豊かさやそれらを活かす取り組みについて、多様な学習機会の提供に努め、意識醸成を図り、各主体の行動変容を促進します。 ・他自治体や企業との連携については、本市の取り組みについて多様な情報発信を行うとともに、脱炭素の取り組みを通じた企業同士の交流促進やビジネスチャンスの創出につながるよう努めます。

コラム：門真市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

門真市では、地球温暖化対策に向けて、環境基本計画の別冊として「門真市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定しました。

区域施策編では、脱炭素に向けた施策の詳細を掲載しています。



各主体の取り組み

市民 の取り組み



- 節電や節水を心がける。
- ごみの分別やリサイクルを心がける。
- 環境問題に関心を持つ。
- 外出時はできるだけ公共交通機関を利用する。
- 自動車を購入する際は、電動車を積極的に選択する。
- 住宅の新築、増改築時は、省エネルギー性能の高い建築物を選択する。
- 省エネ診断を受診し、省エネ機器の設置や暮らし方の見直し等を行う。
- 電力契約を、再生可能エネルギーで作られた電気によるメニューに切り替える。
- 太陽光発電システム、太陽熱利用システム、家庭用燃料電池、蓄電システム等の再生可能エネルギー設備を積極的に導入する。



事業者 の取り組み



- 節電や節水について、従業員へ周知を行う。
- ごみの分別やリサイクルを心がける。
- 環境問題に関心を持つ。
- 通勤や事業活動における移動の際は、公共交通機関を利用する。
- 事業用自動車の購入や更新の際は、電動車を積極的に選択する。
- 事業所の新築、増改築時は、省エネルギー性能の高い建築物を選択する。
- 省エネ診断を受診するとともに、行政の支援制度を活用するなどしながら、診断結果に基づく省エネ活動や省エネ改修を実践する。
- 電力契約を、再生可能エネルギーで作られた電気によるメニューに切り替える。
- 太陽光発電システム、太陽熱利用システム、燃料電池、蓄電システム等の再生可能エネルギー設備を積極的に導入する。



目標2 気候変動に強いまちづくり ～気候変動の影響に備え、安心して暮らせるまちを創る～

地球温暖化による気候変動の影響は、すでに顕在化しています。特に、夏場では大阪市域を中心としたヒートアイランド現象も加わり、暑さによる熱中症や集中豪雨による水害などのリスクもあります。

市民が安心して暮らせるまちづくりのため、気候変動による被害に備える対策を推進するとともに、市民への周知・啓発を実施します。

施策の方針

1 自然災害への対策の推進

防災に係る情報発信を行い、防災意識の向上を図るとともに、災害発生時に備え、関係機関と連携し、インフラの整備や備蓄の確保を進めます。

2 暑熱への対策の推進

熱中症予防のため、ホームページ、SNS 等を活用した啓発や、指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）の確保、認知度向上に取り組みます。また、ヒートアイランド現象の緩和に向け、公共施設等の緑化を推進します。

施策

1 自然災害への対策の推進	
施策1-1	防災に係る情報発信
主な内容	・防災行政無線やホームページ、SNS 等により、気象警報や避難情報を発信します。 ・災害が発生した場合に被害が予想される地震や河川氾濫（洪水）に関する情報などを掲載した防災マップ・洪水ハザードマップの作成・配付を行い、災害発生時の避難行動等の普及啓発を行います。
施策1-2	自然災害発生時の対応指針、計画の策定
主な内容	・「門真市地域防災計画」に基づき災害の予防、応急対策、速やかな復旧に努めます。 ・浸水想定区域内等にある要配慮者利用施設の所有者または管理者に対して、洪水等における防災体制や、訓練の実施に関する事項を定めた「避難確保計画」の作成支援を行います。
施策1-3	自然災害に強いインフラの整備
主な内容	・集中豪雨による河川や下水道への負担を軽減するため、浸透性を有する舗装や保水機能を有する農地・緑地の創出・保全、貯留浸透施設の整備促進等の雨水流出抑制対策を行います。 ・災害時の応急活動を迅速に実施するため、緊急交通路を選定し、平常時から当該道路の安全性を監視・点検するとともに、周知徹底を図ります。 ・二次災害の防止、ライフラインの安全性確保等の観点から、他の道路管理者及びライフライン事業者と協力して共同溝・電線共同溝の整備を計画的に推進します。

施策1-4	自然災害に備えた連携体制の構築
主な内容	・企業との災害協定の締結により、一時避難場所の提供や生活物資支援の確保に努めます。 ・防災関係機関と連携し、防災訓練や、家庭での備え等に関する防災講話を実施し、防災に関する意識向上、啓発を行います。 ・「寝屋川流域大規模水害タイムライン」に基づき、気象庁、大阪府、寝屋川流域各市、鉄道事業者やライフライン事業者等と連携を図ります。また、「門真市版寝屋川流域大規模水害タイムライン」に基づき、庁内各部局が迅速かつ的確に応急対策を行います。
2 暑熱への対策の推進	
施策2-1	熱中症予防に係る対策
主な内容	・保育所や幼稚園、各学校においては、熱中症予防情報等を用いて屋外活動の実施可否を判断することで園児・児童・生徒の熱中症を予防します。 ・熱中症予防に関するチラシ配布などの周知啓発活動、ホームページや広報紙、SNSにおける情報提供により、熱中症に関する注意喚起を行います。 ・市内の冷房設備等を有する施設を「指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）」として指定し、熱中症予防のために開放します。
施策2-2	ヒートアイランド現象への対策
主な内容	・公共施設や駅等のミスト付き緑化施設の設置を検討し、みどりの充実と併せて暑さの緩和を図ります。 ・省エネルギー性能の優れた住宅、建築物の普及促進により、人工排熱の低減を図ります。



出典：環境省 熱中症予防情報サイト

図4-1 熱中症予防行動ポスター(左)、熱中症特別警戒情報リーフレット(右)

各主体の取り組み

市民 の取り組み



- 洪水ハザードマップや防災マップを確認し、避難場所を把握する。
- 災害時に備え、食料や防災用品の備蓄や、避難時の行動の確認などを行う。
- 行政の発信する気象情報を確認し、風水害等が発生する恐れがある場合は、外出を控える、避難に備える等の行動に努める。
- 熱中症を防ぐため、外出の際はこまめな水分補給を心がける。
- クーリングシェルターの場所を把握し、休息施設として活用する。
- 緑のカーテン等、庭やベランダの緑化に努める。



事業者 の取り組み



- 洪水ハザードマップや防災マップを確認し、避難場所を把握する。
- 食料や防災用品の備蓄を行う。
- 風水害等発生時における従業員の避難計画を策定する。
- 雨水貯留槽等を設置し、雨水流出の抑制を行う。
- 従業員へ熱中症予防に関する啓発を行う。
- クーリングシェルターの設置に協力する。
- 事業所の屋上や壁面の緑化に努める。



目標3 循環型社会の形成 ～ものを大切に、ごみ減量と資源化を推進するまちを創る～

従来の大量生産・大量消費・大量廃棄の経済モデルから脱却し、資源の効率的・循環的な利用を図るサーキュラーエコノミーへの移行が重要視されています。

また、人口減少や少子高齢化が進むなかで、ごみ・し尿等の処理についても、時代に合わせた効率的な処理方法が求められています。

本市においても、継続的かつ積極的に、ごみの減量や再資源化に取り組む必要があります。

施策の方針

1 市民の4R行動の促進

ごみになるものをもらわない（リフューズ）、ごみを減らす（リデュース）、繰り返し使う（リユース）、資源として利用する（リサイクル）の普及啓発を行い、ごみの減量化を進めます。

2 事業活動における循環経済（サーキュラーエコノミー）の促進

事業活動から排出されるごみの自己管理意識を定着させ、自主的なごみ減量活動を促進します。

3 市内の状況に応じた一般廃棄物処理体制の見直し

一般廃棄物処理の効率化を進めるとともに、市内の状況に応じた循環型社会に資する一般廃棄物処理システムの構築を進めます。

施策

1 市民の4R行動の促進	
施策1-1	ごみの減量化の推進
主な内容	・消費者に対するエコバッグ、マイボトルの活用促進等、ごみ減量に資する情報提供や普及啓発を実施します。 ・民間事業者と連携し、さまざまな買取店へ不用品の一括査定が出せるリユース(再利用)プラットフォームの運営等、ごみ減量化に取り組めます。 ・環境問題とリサイクルに対する意識を高めるため、再生利用等に係る様々な講座を実施します。 ・ごみ排出量を削減するため、家庭ごみの有料化や一般廃棄物処理手数料の見直しを検討します。実施にあたっては、市民の理解を得るため、各種施策によるごみ減量化の経過を考慮し、慎重に検討を行います。
施策1-2	プラスチックの分別回収とリサイクルの推進
主な内容	・「もりぐち・かどまプラスチックごみゼロ宣言」に基づき、プラスチックごみによる河川や海洋の汚染防止、使い捨てプラスチック削減、プラスチックの資源循環の推進に努めることとします。 ・企業との協働により、リユースカップの貸出やステンレス製ボトルの回収、マイボトル用給水機の設置等の取り組みを実施します。 ・プラスチック使用製品廃棄物の分別回収実施について検討を行います。

施策1-3	食品ロスの削減
主な内容	・食品ロス削減に向け、食品ロス削減ショップの出店や、食品ロス削減レシピの実演講座、企業との連携による出前講座等を実施します。 ・市民に対してフードバンク活動への理解と協力が得られるように周知啓発を行います。また、市においては食品ロス削減のため、災害用備蓄食料を賞味期限前に有効活用します。
2 事業活動における循環経済（サーキュラーエコノミー）の促進	
施策2-1	廃棄物の適正処理指導
主な内容	・1日の平均排出量が100キログラムを超える一般廃棄物を生ずる事業者に対し、一般廃棄物の減量に関する計画の作成を求めるとともに、資源化の促進や廃棄物の適正処理等の指導を行います。 ・許可業者が搬入した可燃ごみに搬入不適物が含まれていないか確認する展開検査を実施し、適正なごみの搬出ルール徹底や、ごみ減量への協力について指導を行います。 ・関係機関との連携を進め、事業者への情報提供や意識啓発、減量指導の充実を図ります。
施策2-2	食品廃棄物の発生抑制
主な内容	・食品ロス削減に積極的に取り組むとともに、大阪府が実施している「おおさか食品ロス削減パートナーシップ制度」について、普及啓発を行います。
施策2-3	ごみを出さないビジネススタイルへの移行促進
主な内容	・ごみになりにくい商品の製造や簡易包装の推進、使用後に再生利用しやすい製品設計、物を製造しない機能・サービスの提供など、ごみの発生を抑えた商品の製造・販売を促進するため、情報提供や普及啓発を実施します。
3 市内の状況に応じた一般廃棄物処理体制の見直し	
施策3-1	処理体制の見直し、検討
主な内容	・コスト縮減、人口減少に伴うごみ処理量減少等のため、国や大阪府において示されているごみ処理の広域化を検討します。 ・プラスチック使用製品廃棄物の分別回収を見据え、分別するために必要となるストックヤードの整備を検討します。 ・し尿・浄化槽汚泥の処分先について、大阪府及び寝屋川流域下水道の関係市と協議・検討を行います。
施策3-2	一般廃棄物処理施設の適切な運用
主な内容	・現在稼働中の一般廃棄物焼却施設について、効率的な運転や適切な維持管理に努めます。

各主体の取り組み

市民 の取り組み



- 資源とごみを適切に分別する。
- マイバック、マイボトルを持参する等、ごみのもとになるものを買わない、もらわない。
- 買い物や外食の際は、食べきれる量を購入、注文するなど食品ロスを削減する。
- 不用となった製品は、資源の集団回収、フリーマーケット等を活用し、再使用、再利用する。
- 壊れたものは修理してできるだけ長く使う。
- レンタル品やシェアリングサービスを活用する。



事業者 の取り組み



- 資源とごみを分別し、適正排出を行う。
- 法令を遵守し、ごみの適正処理を実施する。
- 会議資料のペーパーレス化を図るなど、用紙類の削減を行う。
- 生産、流通、販売時のプラスチックの使用抑制、過剰な包装の抑制を行う。
- 食品廃棄物の削減に努める。
- グリーン調達基準に適合した製品、エコラベル製品などを購入・利用する。



コラム：エシカル消費

エシカル消費とは、地域の活性化や雇用などを含む、人・社会・地域・環境に配慮した消費行動のことです。私たち一人一人が社会的課題に気づき、日々の買い物をとおして、その課題の解決のために自分で何ができるのかを考えてみることで、これがエシカル消費の第一歩です。私たちが商品・サービスを選択する際に、「安全・安心」、「品質」、「価格」だけでなく、「エシカル消費」という基準も大切です。

生活の中で どんなエシカル消費ができる？

このパンフレットで知ったことを基に、それぞれの場面でできることを考えてみましょう。身近な商品のことを調べて選ぶ、無駄をなくすなどの小さなことでも、みんなでやれば大きな変化になります。

	☐ 冷蔵庫の中を確認し食材を使い切る、また、料理は残さず食べ切る ☐ 生活の中でプラスチックを減らす ☐ 電気や水などの消費資源の無駄をなくす
	☐ 周りの友達や同僚に学んだことを話してみる ☐ 学校の授業や社員研修でエシカル消費を扱うよう働き掛ける ☐ 給食や社食で持続可能な方法で調達された食材を扱うよう働き掛ける
	☐ ホームページでエシカル消費につながる取組をしているお店を探す ☐ エシカル消費につながる商品を探ってもらえるよう働き掛ける ☐ 認証ラベル付きの商品を購入する
	☐ 地元の商店街で買物をする ☐ 地域のルールに沿ったごみの分別を徹底する ☐ 地元の農産品や伝統品を購入する

7

今日からできる！こんなこと

今日から始められるアクション「3ステップ」を紹介します。まずは自分で調べてみる、分かったことを基に実際に行動する、やってみたことを周りにシェアするの3つにトライしてみましょう。

1 調べる

パンフレットにある言葉や問題の背景を調べて、新たな発見をしましょう。ポイントは、企業や行政機関のウェブサイトなど信用できる情報を参照することです。



2 行動する



調べたら、行動に移してみましょう。お店で認証ラベルのある商品や、長く使える商品を選ぶようにしましょう。買物をするときは必要なものだけを買うようにしましょう。

3 他の人とシェアする

良い情報はみんな知りたいもの。家族や友人に話したり、インターネットでシェアしたりして気付きを増やしていきたいでしょう。



8

エシカル消費パンフレット「みんなの未来にエシカル消費」抜粋

出典：消費者庁ホームページ

目標4 生活環境の保全 ～良好な空気・水と緑を確保し、自然と共生した美しいまちを創る～

本市の生活環境は概ね良好な状態を保っていますが、健康的な生活を確保するためには、大気環境や水環境をより一層良い状態にすることが求められています。

都市化の進展に伴う生活騒音の拡大など、今後も市域における環境状態を監視する必要があります。そのため、大気環境や水環境等への負荷を低減するとともに、都市化に伴う音環境や熱環境の悪化を防ぎ、健康で安心して暮らせる生活環境の保全を目指します。

また、市内の自然環境を保全し、市民の憩いの場づくりを行うとともに、生物多様性の保全につなげます。

施策の方針

1 環境監視と環境汚染の防止

大気や水質などの状況を把握するため監視体制を継続していきます。

また、汚染を発生させる恐れがある事業活動に対しては、関係法令等に基づき指導を行います。

2 自然環境と生物多様性の保全

水路や河川の保全を進め、公園や民有地の緑化などで身近な緑を創造することにより、良好な生活環境を確保するとともに、大阪府生物多様性地域戦略に基づき生物多様性の保全を推進します。

また、特定外来生物の防除や野生鳥獣等との適切な関わり方について啓発を行います。

3 快適で美しいまちづくりの推進

門真市美しいまちづくり条例に則り、市民 1 人ひとりが担い手となり、美しいまちづくりを推進します。

また、市民、事業者、地域活動団体と連携し、みんながいつも気持ちよく生活できる住みよいまちを目指します。

施策

1 環境監視と環境汚染の防止	
施策1-1	大気・水質等の環境監視と情報提供の実施
主な内容	・市内の大気、水質等の状況を把握するための調査を行い、結果を公表します。 ・工場や自動車から排出される排気ガス等に含まれる物質が化学反応を起こし発生する光化学スモッグについて、大阪府と連携し注意喚起や普及啓発を行います。 ・自動車の電動化やエコドライブの普及啓発を行います。 ・生活排水・工場排水の削減や河川等での水質浄化の意識啓発に取り組みます。 ・公共下水道の整備を進めるとともに、施設の適正な維持管理を行い、水路等の水質保全を図ります。 ・市民や事業者が公共下水道への接続に対し理解を深めるための活動と支援を行います。

施策1-2	事業活動への指導の実施
主な内容	・工事現場や事業所からの騒音・振動について、関係法令等に基づき規制・指導を行います。 ・有害化学物質の適正使用や管理について指導を行います。
2 自然環境と生物多様性の保全	
施策2-1	水と緑の保全・創出
主な内容	・市域内での配置バランスや市民ニーズ等を考慮しながら、地域特性を踏まえた特色ある公園整備を推進します。 ・門真市パークイノベーション計画に基づき、公園等においては引き続き適正な維持管理を行うとともに、地域ニーズに応じたりニューアルを検討します。 ・市の特徴である水路沿いや緑道、幹線道路沿いの緑化によって、市街地のみどりの骨格を形成し、水とみどりのネットワークを構築します。
施策2-2	生物多様性の保全と普及啓発の推進
主な内容	・生物多様性の保全に関する意識を向上し、市民の生物多様性に配慮した行動を促進するため、情報提供やイベントの開催等を行います。 ・生物多様性の保全に資する緑地や水辺環境の適正な管理を行います。 ・特定外来生物に関する情報提供を行うとともに、効果的な防除に努めます。 ・ハトの餌付け問題など、野生鳥獣との適切な関わり方について啓発を行います。 ・ペットの適正飼育が進むよう啓発に努めます。また、飼い主のいない猫との共生社会を目指し、地域猫活動への理解が得られるよう啓発に努めます。
3 快適で美しいまちづくりの推進	
施策3-1	路上喫煙対策の推進
主な内容	・「門真市路上喫煙の防止に関する条例」に基づき、路上喫煙禁止区域の指定を行うとともに、各禁止区域内における路上喫煙者等街頭指導員の巡回を実施します。 ・たばこ等のポイ捨てに係る啓発のため、ポスターを作成し、掲示を促します。
施策3-2	環境美化活動の推進
主な内容	・「門真市美しいまちづくり条例」のより一層の周知を図るとともに、市内統一清掃及び清掃月間として「キラッと!かどま」を実施し、地域との協働による環境美化を推進します。 ・市が清掃用具の貸与及び支給を行い、活動中に回収したごみの収集・処理を行う美化サポート・プログラム「さわやか・ロード」事業について、引き続き推進します。 ・まちの美観の向上を図るため、道路柵や標識、電柱等に違法に掲出されたはり紙、簡易広告物等を追放するため、地域住民等に除却事務を委任する「門真市違法屋外広告物追放登録員制度」を推進します。 ・地域に関わる市民が自ら地域について考え、協力して地域の共通課題の解決を図るための活動を支援します。

各主体の取り組み

市民 の取り組み



- 路上喫煙やたばこ等のポイ捨てをしないなど、マナーを守る。
- 生活騒音の発生抑制に努める。
- 自動車を運転する際は、急発進・急停車やアイドリングをしないなど、エコドライブに努める。
- 食器や鍋の汚れは紙等でふき取ってから洗う、食事の残り物を流さない、石けんや洗剤は適量を利用するなど、生活排水対策に努める。
- 市が実施する環境調査（大気、水質等）の結果を通して、市の環境への理解を深める。
- ハトにエサをあげないなど、野生鳥獣との適切な関わり方に気を付ける。
- 飼い猫は室内飼育するなど、ペットの適正飼育に努める。また、地域における野良猫問題を解決するための試みである地域猫活動への理解や協力に努める。
- 市の清掃活動へ積極的に参加し、環境美化に努める。



事業者 の取り組み



- 環境汚染防止に関する法令を遵守し、継続的な環境保全に取り組む。
- 自動車を運転する際は急発進・急停車やアイドリングをしない、 unnecessary 荷物は載せないなど、エコドライブに努める。
- 事業所の操業状況や化学物質の使用状況、公害防止の取り組みなどについて積極的に開示を行う。
- 生き物の生息空間としての機能に配慮し、敷地や建物の緑化に努める。
- 市の清掃活動へ積極的に参加し、環境美化に努める。



目標5 環境学習の推進 ～みんなが環境問題に関心を持ち、良好な環境づくりに取り組む～

環境問題の多くは、私たちの日常生活や事業活動等に起因しています。

また、環境問題は、大気汚染や騒音等の都市・生活型公害などの地域での問題から、地球温暖化のように地球規模の問題にまで広がりを持っています。

その解決のために、市・市民・事業者が環境問題についての認識を共有し、自らの責任と役割を理解して行動するとともに、協働しながら地域全体で取り組みを推進します。

施策の方針

1 環境に関する情報の発信

環境に関するさまざまな情報をわかりやすく提供することで、環境に関心を持つきっかけをつくります。主体別にさまざまな媒体を使い分け、ICTの活用も進めます。

2 環境保全を担う人材の育成

環境に興味・関心を持った市民に、より深く学ぶ機会を提供するとともに、積極的に行動する人材を育成します。特に、次世代を担うこどもたちが、自然と環境行動を実践できる仕組みを検討します。

施策

1 環境に関する情報の発信	
施策1-1	環境に関する情報の整備・提供
主な内容	・国や府、市の環境に関する取り組みや補助金・支援等に係る情報をとりまとめ、わかりやすく発信します。 ・市民や事業者・団体の環境活動について情報共有が行えるよう、各情報を集約したプラットフォーム等の作成を検討します。
施策1-2	多様な媒体を活用した環境情報の発信
主な内容	・年代によって情報収集源や環境分野への興味・関心が異なるため、ホームページやSNS、広報紙等多様な媒体を効果的に使用する仕組みを検討します。 ・学校教育においては、児童・生徒のタブレット PC を活用した環境学習の提供を検討します。
2 環境保全を担う人材の育成	
施策2-1	環境教育・環境学習の場づくり
主な内容	・「かどまエコフェスティバル」、「かどまゼロ・カーボン DAY」等のイベントを定期的開催し、環境について学ぶ機会を提供します。 ・学校教育において、教科を横断して環境学習に取り組むとともに環境学習講座を実施します。

施策2-2	環境意識向上に係る普及啓発の推進
主な内容	・デコ活宣言の認知度向上、機運醸成のため、2050年に向けて、ワークショップや SNS を通じた発信、小中学生への出前講座等を実施します。 ・環境に配慮した活動を発表する場づくりや表彰制度の実施により、環境意識の向上を促進するとともに、活動に係るノウハウ等の横展開につなげます。



図4-2 かどまゼロ・カーボン DAYの様子

コラム:門真エコネットワーク連絡会の活動

門真エコネットワーク連絡会は、市民、事業者、学校、公共団体及び民間団体が協働して、門真の環境問題に取り組み、門真を「地球と共存し住み良いまち」の実現に寄与することを目的につくられた組織です。

「かどまエコフェスティバル」など様々な啓発活動を行っていますが、特に水辺環境再生部会では、門真市内の「川」や「水路」などの現状把握をするための現地視察や門真市の水源となっている淀川の庭窪浄水場周辺の清掃活動などを行っています。



庭窪浄水場取水口周辺の清掃活動の様子

出典:門真エコネットワーク連絡会

各主体の取り組み

市民の取り組み



- 環境に関する情報を積極的に収集し、理解を深める。
- 市が実施する環境学習講座やイベント等に積極的に参加する。
- 環境問題について、学んだことや考えたことについて、家族や地域、学校等で積極的に話し合う。
- 環境問題について学んだことについて、できることから行動する。



事業者の取り組み



- 自社の環境への取り組みを積極的に公開する。
- 従業員への環境教育を実施する。
- 業界団体や産業支援機関等が開催する環境保全に関する研修、視察等に積極的に参加する。
- 市の環境保全事業、地域の環境保全活動に参加、協力する。

